

令和5年度 飯田市こども家庭課の相談等対応状況について

1 ゆいきっず広場/実績

- 就学前の親子が寄り集まれる場として「キッズルーム」に簡易な遊具を置き、スタッフを常時配置。親子で一緒に遊びながら利用者親子が交流できる。
- スタッフが受けた相談を、専門相談につなぐことも可能
 - ・実施日時 火曜日を除くすべての曜日（土・日を含む） 9時00分～16時00分
 - ・対象者 就学前の児童とその保護者（保護者同伴での利用）
 - ・感染症対策 警戒レベルに対応して予約制による利用制限や、開館時間の変更等を実施
ご利用にあたっては「子育てネット」 <http://www.iida-kosodate.net> を確認いただく。

(1) ゆいきっず広場の新規登録と利用の状況

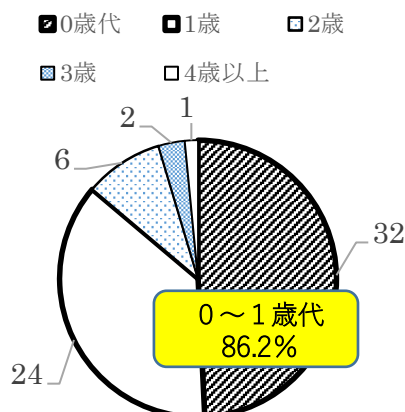
- 令和5年度のゆいきっず広場の利用は、3,489 組であり、平成27年7月の開所から累計 29,520 組の親子の利用があった。
- 平成27年7月の開所からの約9年間にゆいきっず広場に登録された方は、延べ 4,355 組となった。
このうち、令和5年度の新規登録者は 352 組で、感染症の拡大前と同程度まで増加してきている。
新規登録者の年代は、0～1歳代が約8割を占めている。

	新規登録者	利用親子組数	
平成27年度	992	2,882	7月開始
平成28年度	791	4,648	
平成29年度	652	5,107	
平成30年度	678	4,931	
令和元年度	394	4,290	休館1か月
令和2年度	94	953	休館2か月
令和3年度	190	1,623	休館1.5か月
令和4年度	212	1,597	
令和5年度	352	3,489	

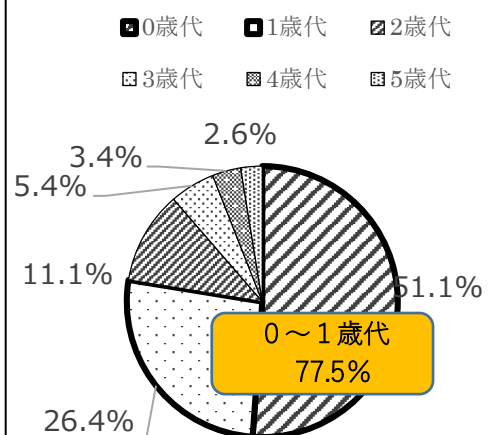
(2) ゆいきっず講座／子育て情報発信と子育て情報交流

- 「ゆいきっず講座」は、予約制で年間計 20 回開催した。年間の実利用組数は 65 組で、4 割以上が複数回の利用をしている。年代は、0～1歳代が8割を超えている。
- 講座の内容は、保護者向けの学習の機会としては、離乳食やトイレトレーニング、イヤイヤ期の乗り切り方について、こどもと楽しめる内容として、わらべ歌やリトミック、おもちゃの作り方、お母さん向けにはヨガやエアロビクスなど、様々な内容を取り入れている。
- 紙媒体の「ゆいきっず通信」を毎月発行しており、ゆいきっず講座の内容や手作りおもちゃの紹介、子育てのアドバイスなどを掲載している。紙面のほか、「子育てネット」でも同様の情報発信を行った。

ゆいきっず講座参加年代
(組数)

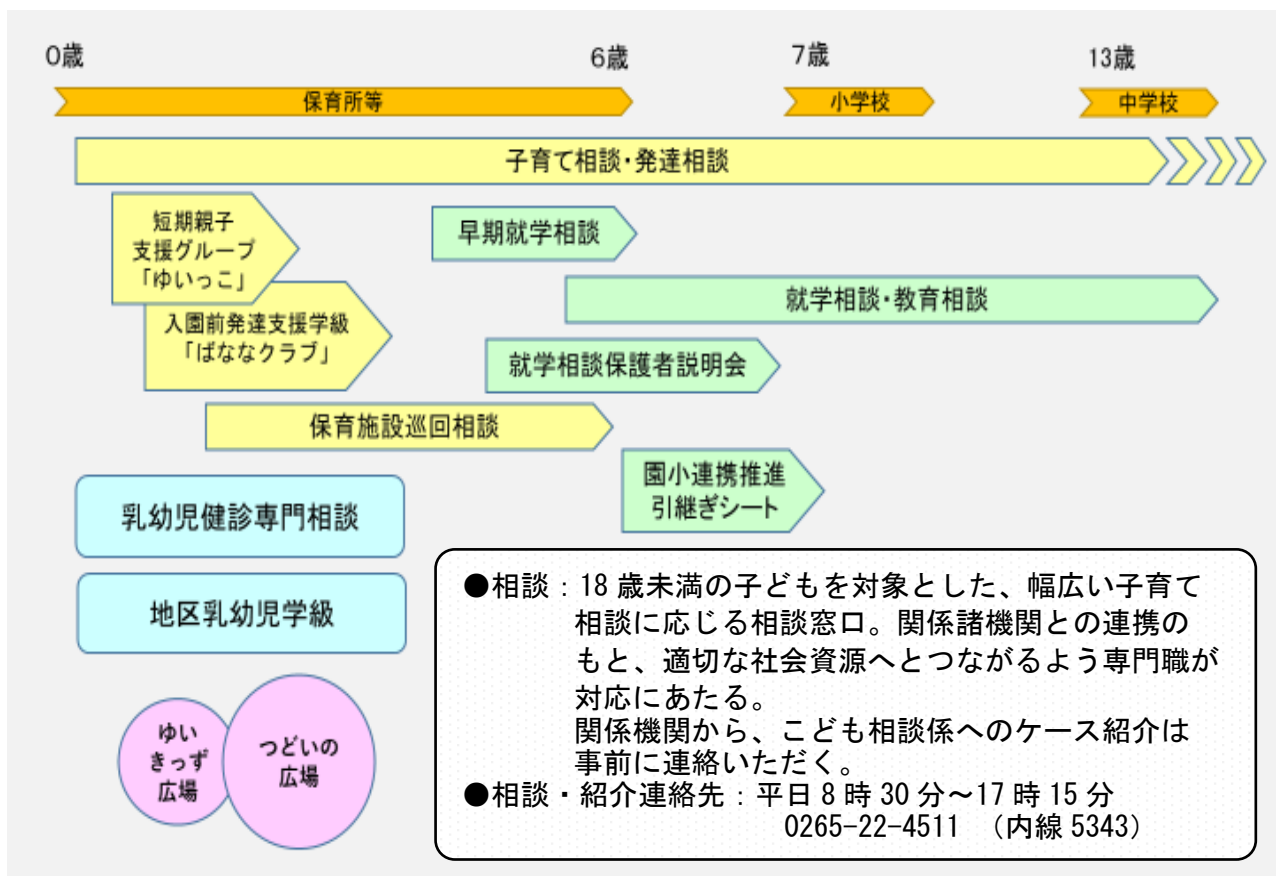


ゆいきっず広場新規登録年代



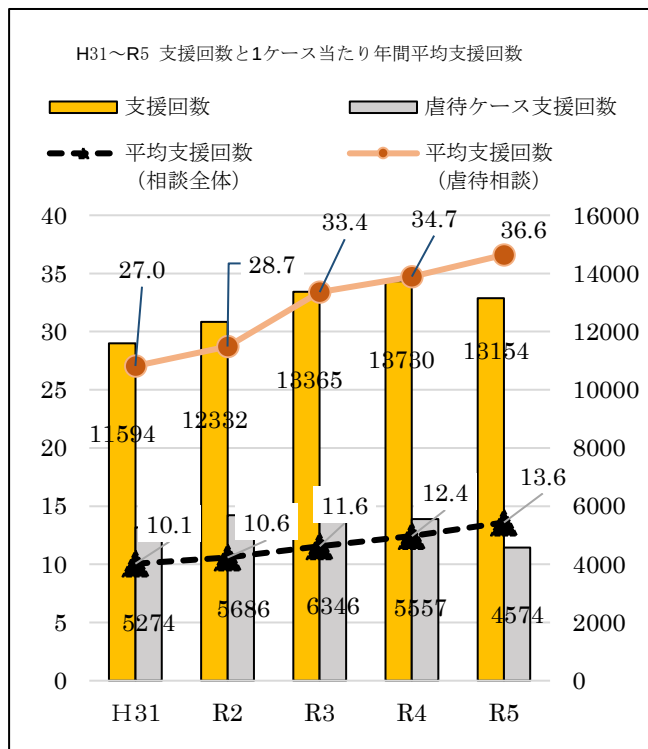
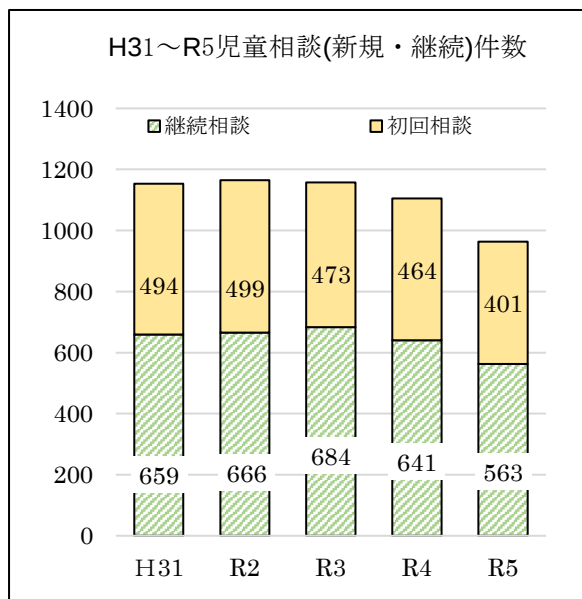
2 こども相談係での相談/実績

(1) 児童相談



(2) 児童相談実績

- 新規・継続をあわせて年間 1,000 件程度の児童相談に対応しているが、新規と継続では、継続相談の方が多。1 ケースに係る年間平均支援回数は年々増加しており、特に虐待相談ケースの支援回数は年間平均 36.6 回で、その他の相談の平均支援回数 13.6 回と比べると 2.5 倍となっている。児童虐待は継続した支援と対応が必要である。



(3) 新規受理件数と内容

令和5年度の新規受理相談受付は 401 件で、その内容は、児童虐待相談が全体のおよそ 1 割であり、約半分を育児やしつけ、こどもの行動理解などの育成相談が占めている。

養護(虐待)	養護 (その他)	特定妊婦 (再掲)	育成	その他	合計
51	138	(16)	194	18	401

(4) 乳幼児を中心とした相談

- 2歳児相談（年間 47 回）と 3歳児相談（年間 45 回）で、149 件（2歳 90 件、3歳 59 件）の専門相談を実施した。保護者からの主な相談内容は、2歳児では、言葉の発達がゆっくり、かんしゃく、いうことを聞かないことなどであり、3歳児では、落ち着きがない、こだわりがあるなどである。専門相談では、こどもの様子を見ながら、言語理解と認知発達の状況を把握する検査の結果とあわせて保護者相談を実施している。
- 短期親子支援グループ「ゆいっこ」は、2歳児相談で保護者とともに確認した、言葉の発達や子育ての不安に対し、保護者の不安に寄り添いながら小集団での活動を実施した。手遊びやスキンシップあそび、全身運動などの活動を通じて、発達の基礎となる体づくりやこどもとの関わり方について保護者と一緒にグループ活動に取り組んだ。1 コース 5 回、1 回に 3 家庭程度を対象としており、年間で 28 回、延べ 76 組の親子が利用した。ゆいっこグループ修了時には、入園先や保健師との連携、専門機関への紹介など継続した支援を行っている。
- 入園前発達支援学級「ばななクラブ」は、こども相談係やこども発達センターひまわりでの相談を利用しているお子さんの中で、翌年保育所等に入所を予定している年齢のこどもと家庭を対象としている。活動内容に、小集団の中での年齢に応じた挨拶やマナー、要求の出し方、友達との接し方、順番を待つなどのルールを組込み、経験の場を増やすようにして、保育所等への入所までの親子の育ちを支えている。13 組の親子が年間通して毎週木曜日に参加し、延べ 297 人が利用した。
- 保育施設巡回相談では、保育園等の集団活動の中で、個別の支援や環境調整を必要としているこどもに対し、専門職員が集団活動の様子を見て園の職員とともに支援内容を検討する。31 園、112 ケース、のべ 126 回の巡回を実施した。

(5) 子育て講座・情報交換会

- 保護者向け子育て講座には、イヤイヤ期の対応、言葉の発達、成長を促す親子遊びなどの内容を、つどいの広場 10 回、ゆいきっず講座 3 回実施した。
- 発達支援情報交換会はこども相談係と市立病院リハビリ科の職員間で、現場での取り組みと連携について年 2 回課題共有を行った。

(6) 発達支援体制整備協議会

- 発達障害が疑われる児童の増加と多様な支援ニーズに対応できる相談支援体制を整備するため、各機関が感じている課題や問題を提起、整理し、各機関の役割を確認して方向性および相談支援体制の整備にむけた提言を行うよう、医療・福祉・教育の関係者が集まり協議会を開催した。（年 4 回）

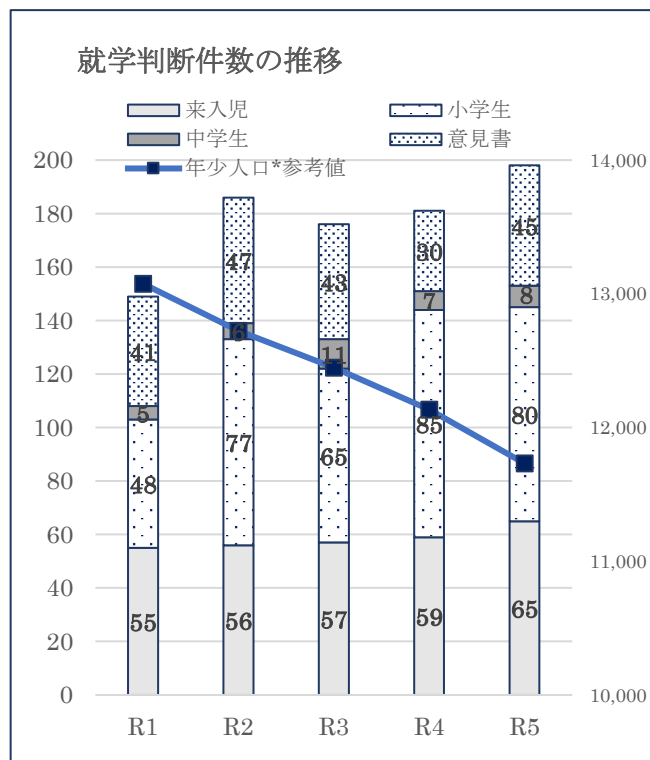
(7) 園小連携に関する取組（園小連携推進委員会）

- 園での取組みや配慮をしてきたことなどを、保護者の了解を得て保育施設から小学校へ伝えるため、「引継

ぎシート」を活用して個別支援情報を 28 園と 19 校で、97 件行った。シートの活用については、保育施設、小学校へのアンケートを実施し、各園に引継ぎシートの説明を行うと共に普及を呼びかけた。

(8) 就学相談

- 来入児の保護者全員と、市内全小中学校に就学相談パンフレットを配布した。
- 保護者向け就学相談説明会を 3 回開催し 86 名の参加があった。参加者が昨年度より 30 名ほど増加し、保護者の関心の高かった。また、同様にこども発達センターひまわりを利用して保護者向けの就学相談会でも、多様な学びの場を紹介した。
- 早期就学相談は、翌年度就学する年代のこどもについて、園として就学相談員に相談するもので、春先に就学相談員が園を訪問し、参観や相談を行う。来入児 736 名中、118 名（16%）の相談を行った。
- 就学相談委員会では、来入児 65 名と在学児 133 名の計 198 名の「適切な学びの場」についての検討を行った。年々増加傾向である。



(9) 児童虐待防止対応

- 児童福祉法第 25 条に基づく「要保護児童対策地域協議会の調整機関」として虐待通告を受け、ケースを受理する。児童の安否確認を実施すると共に調査・情報収集に基づいて支援を実施し、関係機関による実務者会議を年 4 回開き、ケースの進行管理を行っている。
- 養育支援家庭訪問や短期支援、主任児童委員訪問等により、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善やこどもの預かり、地域での相談相手となることで、虐待を未然に防ぎ、「子育てが困難になるかもしれない親子・家庭」が安心して子育てできるようにする。
要保護児童対策地域協議会構成機関を対象として、要対協の機能や役割、行動変容技法についての研修を開催し、実務関係者の対応力をあげることで児童虐待の予防につなげた。
- 12 か月児・2 歳児相談で『愛の鞭ゼロ作戦』パンフレット配布した。

児童福祉法及び児童虐待防止法 改正（令和 2 年 4 月 1 日）により、親による躰のための体罰の禁止が明記された。

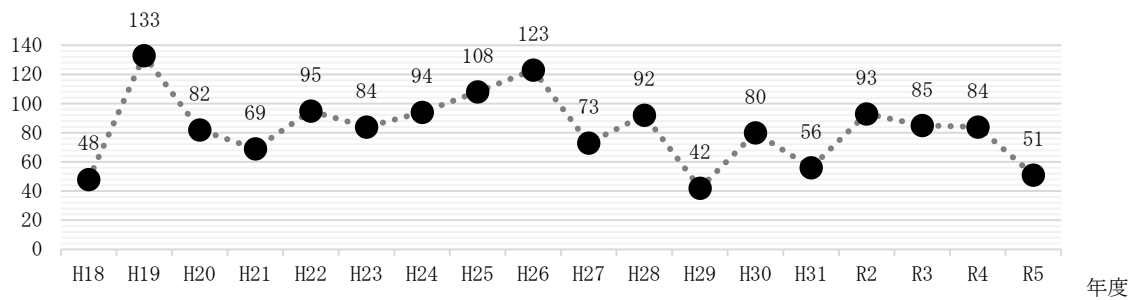
・**児童虐待通告**は、こどもの権利を守り、子育てに困難を抱える家庭を周囲が援助するきっかけとなる。虐待通告が間違いであっても罪に問われない。通告者に関する情報は守秘され、判明せぬよう配慮される。

(10) 虐待相談実績

○虐待相談

- 新規相談の 1 割程度を占めており、年間に 80 件程度の相談がある。昨年度はこれよりも減少したが、減少傾向とまでは言えないため、子育て支援ネットワークの構成機関と協力して、子育て家庭を見守っていく。

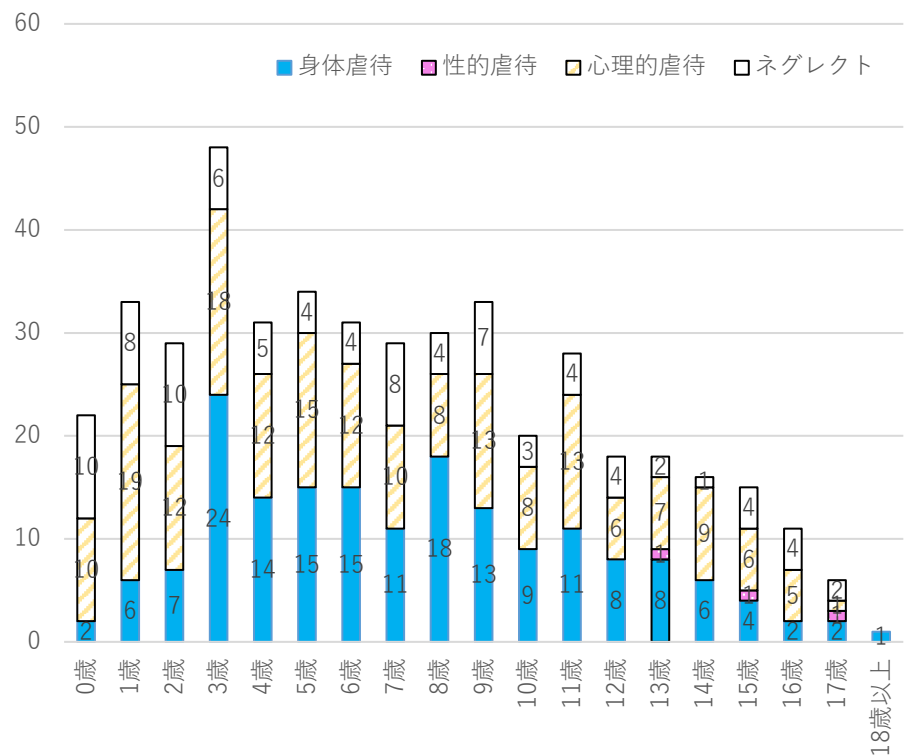
虐待相談件数推移



<児童相談種別（主要3種別）の推移について>

- 相談の年齢は、3歳がピークであり、特に身体的虐待での相談が多く、以後義務教育期を通して一定数認められる。また、心理的虐待については、学齢期を通して高い割合を占める。ネグレクトについては、年齢別に割合を見てみると、0歳児で割合が高かったが、これは低年齢ほど危険な状況に陥るため特に注意が必要であり、特定妊婦を含む妊娠期から産後にかけての支援は重要である。

虐待種別と年齢（H30～R5・453件）



○養護相談（その他）

- 新規相談の 30%前後を占め、そのうちでも低年齢での相談が多い。この種別には保護者の傷病・家族の介護・家族資源不足・経済困窮などの複合的な家族問題を背景とした養育力の低下を含んでおり、家族の状況が大きく影響するため全年齢を通じて一定数存在する。家族を粘り強く支える取組が必要である。

○育成相談（子育て・発達・教育）

- 新規相談のおよそ50%であり、そのうちのほとんど(90%)が1～5歳の乳幼児期の子育て相談となっている。最近では、子育て相談はいったん終了しても、入学後に再相談となるケースが増加している。発達相談は継続されるものであり、今後も育成相談の体制や継続する支援の方法、情報の連携について検討していく必要がある。

